

議案第 26 号

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例(平成 20 年志摩市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中「午後 4 時 30 分」を「午後 4 時」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。